

令和7年度プレジオブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和7年度プレジオブチャレ『夢わく Work(わくわく)フェスタ』運営業務」(以下「委託業務」という。)を委託する事業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度プレジオブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」運営業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和7年度プレジオブチャレ『夢わく Work(わくわく)フェスタ』運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

6,897千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により実施する。

4 参加資格

委託業務に係るプロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 単独で参加しようとする者

ア 愛媛県内に事業所(本社、支社又は営業所等)を有すること。

イ 令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。又は参加申込書の提出までに登録される見込みであること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 企画提案書の提出期限内に、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

カ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ケ 国、地方自治体又は大学法人から、同種又は類似業務の受託実績があること。

コ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とすること。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

ア 代表者は、前記(1)の要件を全て満たしていること。

イ 構成員は、前記(1)のイ～コの要件を満たしていること。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

○実施要領の公開	令和7年6月24日(火)
○説明会出席票の提出期限	令和7年7月4日(金) 12:00
○説明会の開催(オンライン)	令和7年7月9日(水) 10:30～
○実施内容等に関する質問書の提出期限	令和7年7月10日(木) 12:00
○実施内容等に関する質問内容及び回答事項の県ホームページ掲載日	令和7年7月15日(火)
○参加申込書の提出期限	令和7年7月18日(金) 17:00
○参加資格の確認結果の通知	令和7年7月23日(水)
○企画提案書の提出期限	令和7年7月29日(火) 17:00
○プロポーザル審査会のプレゼンテーション開始時刻の通知	令和7年7月31日(木)
○プロポーザル審査会	令和7年8月5日(火) 13:30～
○審査結果の通知	令和7年8月7日(木) 以降

6 プロポーザルの手続

(1) 担当窓口

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課(担当:小田)

住所:〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話:089-912-2943

FAX:089-934-8684

メールアドレス:gimukyoku@pref.ehime.lg.jp

※FAX・メールの送信後は、担当窓口へ電話により着信の確認をすること。

※電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の9:00から17:00(12:00から13:00までを除く。)までとする。

(2) 説明会

委託業務の内容やプロポーザル手続等について説明を行う。

なお、プロポーザルに参加を希望する者は、説明会に参加することとする。

ア 日 時 令和7年7月9日(水) 10:30から

イ 方 法 オンライン説明会 ※Zoomによるリモート実施

ウ 資 料 (全て、県ホームページから事前にダウンロードしておくこと。)

- ・令和7年度プレジョブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」運営業務公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ・令和7年度プレジョブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」運営業務委託仕様書
- ・質問書【様式1】
- ・参加申込書【様式2】
- ・会社概要【様式3】
- ・参加資格誓約書【様式4】
- ・委託契約書(案)

(以下の資料については、参加を希望する者にメールで送付する。)

- ・令和7年度プレジョブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」〔概要〕
- ・令和7年度プレジョブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」〔当日イメージ〕

エ 参加申込

令和7年7月4日(金) 12:00 までに、説明会出席票【様式5】を上記6(1)の担当窓口、メール又はFAXで提出すること。

※件名を「『夢わく Work(わくわく)フェスタ』運営業務に関する説明会出席票」とすること。

オ Zoomによるリモート実施に当たって

説明会出席票を受領した後、参加を希望する者に、個別にミーティングIDとパスワードをメールで連絡する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

委託業務に関する質問等がある場合は、令和7年7月10日(木) 12:00 までに質問書【様式1】を上記6(1)の担当窓口、メール又はFAXで提出すること。

※件名を「『夢わく Work(わくわく)フェスタ』運営業務に関する質問事項」とすること。

イ 回答

質問に対する回答は、取りまとめの上、県ホームページに掲載する(令和7年7月15日(火))。ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行う。

(4) 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書【様式2】又は【様式2-1】、会社概要【様式3】及び参加資格誓約書【様式4】を、上記6(1)の担当窓口、持参又は郵送(書留)で提出すること。また、共同企業体で参加する場合は併せて委託業務共同企業体参加資格誓約書【様式4-1】及び委任事項【様式4-2】を提出すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- ・提出期限 令和7年7月18日(金) 17:00(必着)
- ・提出先 上記6(1)の担当窓口

※参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加申込書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を電話又はメールで通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

- ・結果通知日 令和7年7月23日(水)
- ・通知先 参加申込書に記載された連絡先

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 作成上の留意点

企画提案書は、仕様書を熟読の上作成し、次の点に留意すること。

ア 1者1提案のみとする。

イ 2(4)の委託料上限額を超えた者は、審査の対象とはならない。

ウ 企画提案書は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額内で実現できるものとみなす。

エ できる限り平易な表現(図表等を含む。)を用いること。また、専門用語は脚注に

より説明を付記すること。

オ プロポーザル審査会で実施するプレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容と齟齬がないよう注意すること。

(2) 企画提案書

次のア～カの一式をもって、企画提案書1部とする。

ア 表紙

イ 提案書

次の内容について記載すること。また、提案内容中、特徴的な事項があれば、あわせて記載すること。

(ア) 令和7年度プレジョブチャレ「夢わく Work (わくわく) フェスタ」の開催について

- ・ライブフェスタの概要(司会者・助言者の提案、ライブフェスタの構成や演出)
- ・ライブフェスタの配信方法(オンライン接続に関する計画)
- ・当日のスケジュール(児童生徒の行動計画を含む)

(イ) 県内の職場紹介動画の制作について

※上記(ア)(イ)に加え、その他特に提案する企画があれば、あわせて記載すること。

ウ 業務工程表

委託業務の実施について、大まかな業務遂行の工程表を作成すること。

エ 会社概要

オ 同種・類似業務実績調書

カ 必要経費見積書

(3) 規格等

- ・上記7(2)ア～カに掲げる各書類は、原則として任意様式とすること。
- ・A4判タテ、横書き、左綴り、両面印刷とすること。
- ・ページ番号を付すこと。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部とする(正本の表紙には代表者印を押印すること。)

(5) 提出期限等

- ・提出期限 令和7年7月29日(火)17:00(必着)
- ・提出方法 持参又は郵送(書留)
- ・提出先 上記6(1)の担当窓口

(6) 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を取り下げる場合は、審査会が開催される日の前日の17:00(必着)までに、「取下げ願い書」(任意様式)を持参又は郵送(書留)により提出すること。

なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(7) 企画提案書の作成・提出に当たっての注意事項

ア 本実施要領に示した参加資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とする。また、上記7(2)ア～カに掲げる必要書類の提出がない場合は、参加資格がないものとみなす。

イ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。なお、消費税率は10パーセントとすること。

ウ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合

がある。

エ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

8 審査及び選定

(1) プロポーザル審査会

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、プロポーザル審査会を開催することとし、審査は、企画提案書及びプレゼンテーション並びに質疑応答により実施する。

なお、提案者は、他の提案者の企画提案書及びプレゼンテーション並びに質疑応答を閲覧及び傍聴することはできない。

ア 日時 令和7年8月5日（火）13:30から

イ 場所 愛媛県庁第1別館10階 教育委員室

(2) 選定の方法

ア プロポーザル審査会では、次の審査項目により評価を行い、最低基準を満たした上で合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。

イ 提案者が1者の場合であっても、総合的に評価し委託候補者としての適否を判断する。

(3) 審査項目

ア 基本的事項（15点）

- ・所要経費の明細が明らかとなっており、効果的な費用配分となっているか。
- ・スケジュールが具体的で、適切に事業執行できる内容となっているか。
- ・県と適切に連絡調整を行いながら、運営できる体制となっているか。

イ 企画提案事項（75点）

項目	評価内容
「夢わく Work(わくわく)フェスタ」の開催	事業の趣旨を理解し、目的の達成に向けて実効性のある企画提案となっているか。 「夢わく Work(わくわく)フェスタ」の運営において、リモートも含め円滑に進行できる提案となっているか。
県内の職場紹介動画の制作	愛媛が誇る高い技術力や優れた製品を持つ企業、伝統的特産品等を守り育てている事業所及び農林水産業にこだわりを持って活躍している生産者等の職場を紹介することで、地元産業等の魅力を実感し、よりよい職業観を育むことが期待できる企画提案になっているか。

ウ その他の事項（10点）

- ・その他、特に評価する事項があるか。

(4) 結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して書面で通知する。ただし、点数や順位を通知するものではない。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

9 契約の締結

選定された委託候補者と提出のあった企画提案書を基に協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、協議が不調となった場合は選定を取り消すとともに、次点者を委託候補者とし

て協議を行うものとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。

10 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で愛媛県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。